

MARPOL 条約附属書 V に基づく広域カリブ海特別地域の発効 *Wider Caribbean Region Special Area under MARPOL Annex V in force*

組合員およびクライアントの皆様へ、MARPOL 条約附属書 V 「廃物による汚染の防止のための規則」に基づく広域カリブ海（WCR）特別地域が 2011 年 5 月 1 日から施行されていることを念のためお知らせいたします。組合員およびクライアントの皆様においては、より厳格な廃物処分規則を遵守する準備を整えることが求められます。船内の掲示と廃物管理計画を必要に応じて更新することが望ましいでしょう。詳細については、www.imo.org をご覧ください。